

上五島（7）宿舎台所壁補修

業務隊長	管理科長	科付専門官	営繕主任	工事企画係	施設管理	管財係	設計
件名	上五島（7）宿舎台所壁補修						
図面名称	表紙						
図面番号	1 / 3		作成年月日	令和8年1月7日			
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班							

仕 様 書

- 1 件 名 上五島（7） 宿舎台所壁補修
- 2 場 所 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷字江向2314-9 上五島宿舎
- 3 概 要 上五島宿舎の台所壁補修

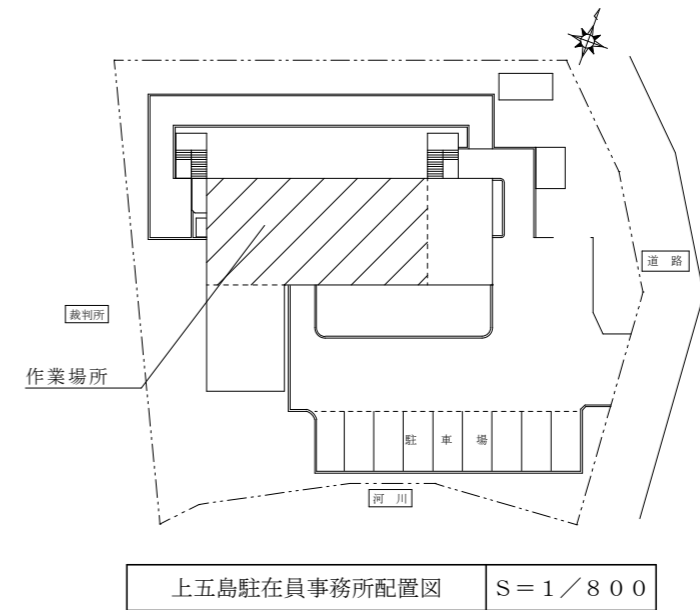
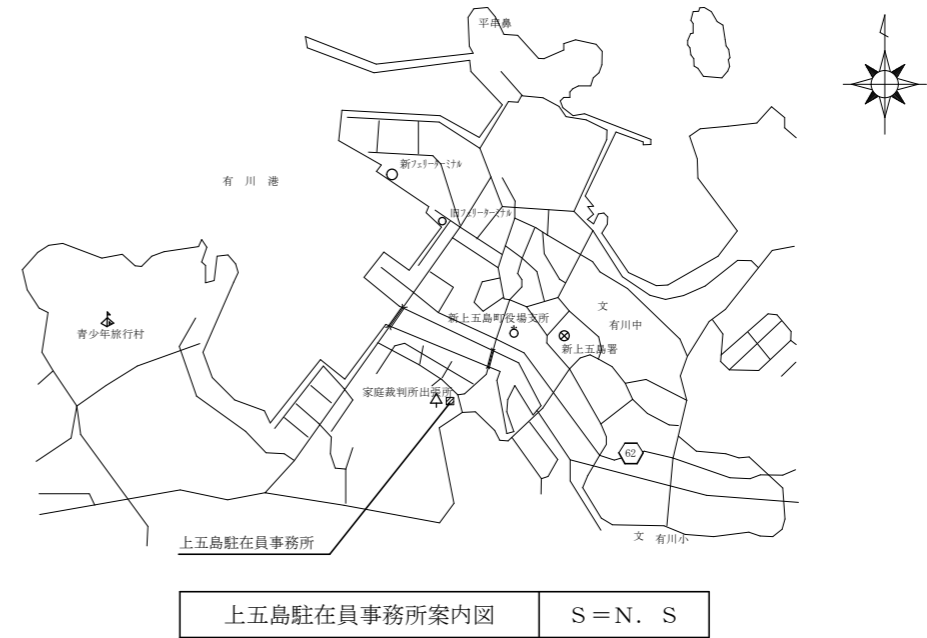
4 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築（改修）工事標準仕様書（建築工事編）」及び関係諸法規、メーカー仕様等を遵守して実施するものとする。
- (2) 本作業に際して、疑義が生じた場合は、係官と協議してその指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項といえども、取り合い状及び技術的に当然実施すべき事項については、請負業者の負担において実施するものとする。
- (4) 本作業に際して、十分な安全対策を行い、作業員に対して注意喚起するものとする。
- (5) 本作業に際して、他の施設に損傷を与えないように十分注意し、万一損傷を与えた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負業者の責任において原状に復旧するものとする。
- (6) 本作業の写真は、カメラ又はデジタルカメラにより、作業前、作業中、作業後、主要な作業状況、作業後隠ぺいとなる箇所及び係官の指示する箇所を撮影し、A4版工事写真帳に整理したうえ、係官に1部提出するものとする。
- (7) 本作業で生じた発生材のうち、係官が指示する鉄屑等については、種類毎に整理したうえ、指定場所へ整理整頓し、所定の調書を添えて官側へ引き継ぐものとする。その他の発生材は、関係法令に基づき、請負者の責任においてすべて構外に搬出し、処分するものとする。また産業廃棄物については、マニフェスト（E票）の写しを監督官に提出するものとする。
- (8) 本作業においては、原則として電気及び水は官給しないものとする。使用する場合は、係官と調整の上、所要の手続きを実施して使用すること。また、使用に要した費用は請負業者の負担とする。
- (9) 本作業に使用する材料は全て新品とし、係官の検査または、書面による承認を受け、合格したものを使用する。
- (10) 本仕様書に記載されている寸法等は標準寸法であり、原寸等を確認し作業するものとする。

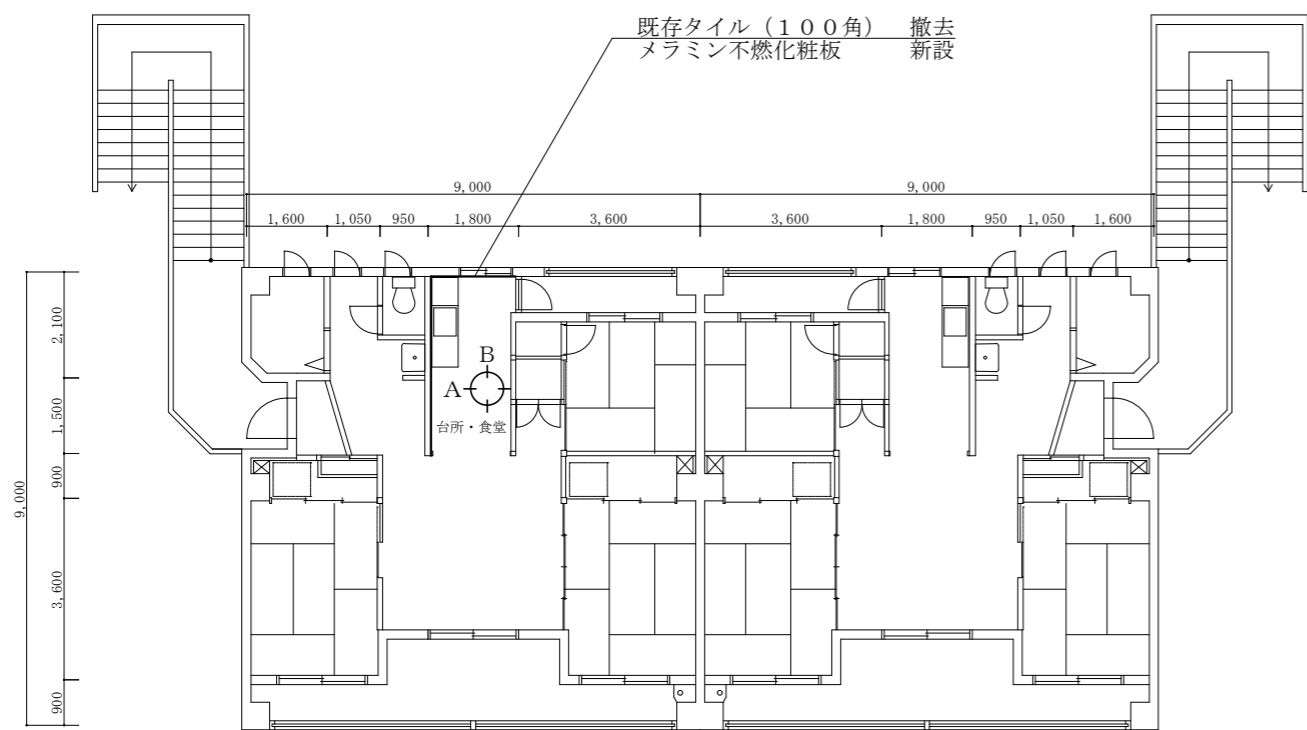
5 特記事項

- (1) 本作業に使用する不燃化粧板については、カタログ等を事前に係官に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 使用する不燃化粧板は、下表の規格を標準とする。

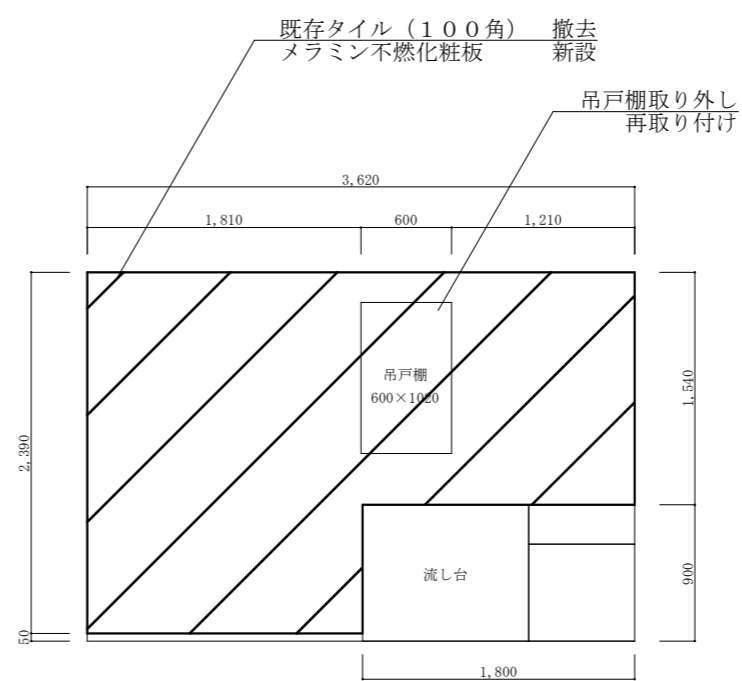
名 称	規 格
不燃化粧板	化粧層：メラミン樹脂 標準厚：3mm



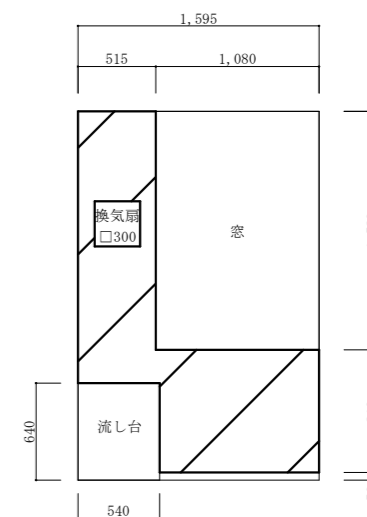
件 名	上五島（7） 宿舎台所壁補修				
図面名称	仕様書 案内図 配置図				
縮 尺	図示	作成年月日	R8.1.7	図面番号	2 / 3
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					



上五島宿舎平面図 S = 1 / 150



A面立面図 S = 1 / 50



B面立面図 S = 1 / 50

件名	上五島(7)宿舎台所壁補修				
図面名称	上五島宿舎平面図 立面図				
縮尺	図示	作成年月日	R8.1.7	図面番号	3 / 3
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					